

寒河江市告示第17号

寒河江市郷土館西村山郡役所の使用料の徴収委託について

寒河江市郷土館西村山郡役所の使用料の徴収について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公益社団法人寒河江市シルバー人材センターに委託したので告示する。

令和6年4月1日

寒河江市長 佐藤洋樹

受託団体 寒河江市中央二丁目2番1号

公益社団法人 寒河江市シルバー人材センター

理事長 鹿間 康